

食の安心・安全推進条例（仮称）骨子案に対する個別意見の概要及び県の考え方

| 項目 | 意見の内容 | 意見に対する県の考え方 |
|----|---|---|
| 名称 | <p>県民が安心して食生活を営んだり、県民の健康保護のためには、食品の安全確保が第一義である。</p> <p>したがって、条例は「食品安全条例」とし、「食品の安全」を確保するためのさまざまな施策を講ずるべきだと考える。</p> <p>頭に「県民」もしくは「山口県」をつけたらもっと具体的になる。推進の前に入れるのもよい。</p> | <p>食を巡る最近の事件等では、食品の安全性だけでなく、信頼が損なわれる事態が発生していることから、安全性と信頼性の確保が最も重要であるという基本認識の下に取組を推進していく必要があると考え、「山口県食の安心・安全推進条例」としました。</p> |
| 前文 | <p>食品安全基本法に「その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し」とあるので、前文では山口県の自然、経済、社会の特徴を定義する必要があると思う。</p> <p>前文を置くよりも、前文の骨子案に書いてあるような内容を、本文中に基本理念として明記した方が良いのではないか。</p> <p>前文は、条例制定の動機・背景や、新しい県づくりに向けた県民の意欲、決意を述べるために置かれる。前文を書いても、「提案理由説明」のようになってしまい、県民の高揚感が感じられるものにはならない恐れがある。</p> | <p>前文には山口県の自然、経済、社会の特徴を明記しました。</p> <p>本県の住み良さを向上させていく上で、食の安心・安全は重要な取組であると認識しています。</p> <p>また、最近の食を巡る事件を受け、県民の関心は非常に高くなっており、食の安心・安全対策を一層推進していくためには、行政、事業者、県民が、それぞれの責務と役割を果たしながら、協働し、地域社会全体で取り組んで行く必要があります。</p> <p>このため、暮らしを安心して豊かなものとし、本県の住み良さを高めるため、将来にわたって食の安心・安全を推進するという県の取組姿勢を前文で明確に示しました。</p> |
| 定義 | <p>「生産者」は、食品衛生法並びに食品安全基本法の「食品関連事業者」に含まれているので、定義は必要ない。</p> <p>「食品表示」の定義が明記されているが、どこで仕切りをつけるのか。仕切りが思い当たらないし、仕切りが無いのであれば、定義は必要ない。</p> <p>「食」及び「食品」という言葉が同義であるように混在して使われているが、「食」という言葉について定義すべきではないか。</p> <p>食育、地産地消もこの条例に盛り込まれているので「食」を使用していると思うが、「食」という言葉は、この条例が目的としているものよりも多くの意味を持つので、「食」という言葉を使用するのは不適當ではないか。（例えば、「食」糧自給率の維持・向上ということは県民の安全確保につながるし、「食」文化の継承は県民の心に安らぎを与え安心確保につながる。こういったこともこの条例で担保するのか。）</p> <p>「食品関連事業者」の定義に、括弧書きでもいいから具体的な事業者が分かるような記述が望ましい。（例：飲食店事業者：すし店事業者、料理店事業者など、食品衛生法に規定されている業種）</p> | <p>生産者については、「出荷の制限」（第26条第1項）で定義しました。</p> <p>食品表示適正化に関する施策や措置等の実効性を担保するためには、表示の定義が必要と考え、「食品の品質、規格、保存の方法その他に関する表示」と定義しました。</p> <p>「食の安心・安全」を「食品が十分な安全性を有しており、かつ、食品の信頼性が維持された状態となるようにすること」と定義し、目的、基本理念と併せて条例の対象とする部分を明確にしました。</p> <p>「食品関連事業者」は、食品衛生法で規定する許可業種以外に、食品に関連する事業活動を行う事業者全体を対象としていることから、具体的な事業者は明記しませんでした。</p> |

| 項目 | 意見の内容 | 意見に対する県の考え方 |
|--|---|--|
| 基本理念 | 「食の品質」という言葉が出てくるが、「食の安全」で統一できないか。 | 「食の安心・安全」で統一しました。 |
| | 「食の安心・安全が実現」することで達成されるのが、「住み良さ」だと言うのであれば、哲学が無さ過ぎる。「健康で心豊かな人間が育つ」とでもした方が良くはないか。 | 骨子案では「基本理念」に住み良さの向上について明記していましたが、前文で「暮らしを安心して豊かなものとし、本県の住み良さを高めるため」に食の安心・安全を推進していくことを明記しました。 |
| | 食品供給行程において厳重な検査を行うなど、県民の健康の保護が最も重要である。 | 骨子案で示したとおり、基本理念に県民の健康の保護が最も重要であることを明記しました。 また、「監視等の体制の整備」(第23条)に、県は食品供給行程の各段階を通じて、食品の安全性を確保するために必要な監視、指導及び検査の体制の整備に努めることを明記しています。 |
| | 食の安心・安全に向けて、行政と生産者、事業者、県民、地域社会全体が一丸となり取組を推進していく姿勢が絶対必要なことと思う。 | 骨子案で示したとおり「基本理念」の中に明記しました。(第3条第3項) |
| | 「農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の・・・」とあるが、この場合、「生産から食品・食材、調理商品の販売に至る・・・」としたほうがより具体的になる。 | 農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の行程に御指摘の内容は全て含まれていますので、骨子案のとおりとしました。 なお、御意見の趣旨は、今後の普及啓発の参考とさせていただきます。 |
| 県の責務 | 県は、正確で適切な情報の提供に努めること。 | 骨子案の「情報及び意見の交換等」で示したとおり「情報の収集等」(第15条)で、情報の収集、分析及び適切な情報の提供について明記しています。 |
| | 縦割りでなく、施策を総合的に推進する具体策を明示すること。 | 具体的な施策等については、来年度策定予定の「基本計画」(第8条)に記載することとなります。 なお、「基本計画」策定に当たっては、「食の安心・安全審議会」やパブリックコメント等により県民の皆様の御意見を伺います。 |
| 市町との連携・協力 | 「地域」という言葉が出てくるが、地域はすでに国に対する言葉として県を含めた市町村を示している。他の言葉に置き換えた方が良くと思う。 | この条例では、山口県の特徴である地域力・県民力を活かし、地域社会全体で食の安心・安全を推進していくこととしています。 「地域」はこれらの考えを表現するのに最も適当でありますので、原案のとおりとしました。 |
| 食品関連事業者の責務 | 食品関係事業者とは別に、「生産者の責務」が必要ではないか。 | 食品関連事業者の中に生産者も含まれており、安心・安全に対する責務は生産者も他の事業者も同じですので、原案のとおりとしました。 |
| | 食品の安全性の責任を有する関係者の責務や役割を再確認すること。 | 骨子案のとおり「食品関連事業者の責務」の中に食の安心・安全について第一義的責任を有していることを明記しました。 今後は、御指摘の点を踏まえながら、コンプライアンスの徹底とモラルの向上に向けた取組を進めます。 |
| | 食品関連事業者は、利潤の追求だけでなく、より安心・安全な商品を製造し、提供していくことが重要である。このことが、山口県をより住みやすい県となる一要因である。 | |
| | 食に対するモラルが低下しているので、モラルの向上を望む。 | |
| 何よりCSR(企業の社会的責任)やコンプライアンスといったモラルの向上に重点を置くべきだと思う。 | | |

| 項目 | 意見の内容 | 意見に対する県の考え方 |
|----------------|---|---|
| 食品関連事業者の責務 | <p>「法令を厳格に遵守し」というのは、地方公共団体が制定する条例の文言としてふさわしいのか。</p> | <p>食品関連事業者が法令を遵守するのは当然のことであるため、条文から削除しました。</p> |
| 県民の責務 | <p>消費者も食の安心・安全を推進する上で、価格の安さや見た目ばかり追求せず、食育の知識や情報の交換、地域社会の中でお互いの自己啓発を行うなど、消費者としての自立が大切である。</p> <p>「県民は、県民運動に積極的に参加するよう努めなければならない」と条例に書かれても、お仕着せに感じられる。</p> <p>「県民の責務」と言う言葉は強すぎる。</p> <p>食の問題は、県民の健康や命につながる問題であり、産地偽装や輸入食品の有害物質混入事件にも見られるように、消費者ができることは限られている。</p> <p>近年、さまざまな場で消費者の自立が求められているが、食に関して消費者は保護されるべきだと考える。したがって、「県民の責務」ではなく、「県民の役割」とすべきである。</p> <p>「県民の責務」として、「県民自らが知識と理解を深めるよう務めるものとする。」という項目があるが、具体的にはどんな知識を深め、何について理解を深めることを想定しているのか。</p> | <p>御意見を踏まえ、「県民の役割」に修正しました。</p> <p>なお、食の安心・安全を推進していくためには、県民の皆様の一層の参画等が不可欠と考えています。このため、第7条第1項に「自ら進んで努めること」や「積極的な役割を果たす」ことを明記しました。</p> <p>食品の安全性や食品表示を正しく理解することで、食中毒等による健康被害を未然に防止することができます。また、食品添加物や農薬に関する知識を深めることで、食品関連事業者の取組状況等を正しく理解することができ、そのことが事業者との相互理解と食に対する信頼性の向上へと繋がっていくと考えています。</p> |
| 監視等の体制の整備 | <p>現在の安全・安心は、「衛生的かどうか」ということよりも、「添加物はどうか？残留農薬はどうか」など、目で見て確認できるものではない。</p> <p>そこで、様々なことに費やす経費をまとめて、食品検査機関の設置を希望する。</p> <p>消費者一人ひとりが検査官で、何を、いつ、どのような状態で検査に持ち込まれるか判らないという状態の方が、生産者・事業者にとっても牽制になると思うし、生産者・事業者への立入検査の為に官吏の人数も少なくてすむのではないか。</p> <p>その人数を検査機関に回した方が、消費者のことを考えた行政といえるのではないか。</p> <p>何より、事前通知などという不祥事は避けられると思う。</p> | <p>山口県では、毎年度策定する「山口県食品衛生監視指導計画」に基づき、保健所の食品衛生監視員が食品ごとの規格基準や過去の違反状況等を考慮の上、事前通知することなく、製造業者や販売業者等から検体を採取し、検査を実施しています。</p> <p>検査に当たっては、検体の採取方法や搬送方法など、検査結果の信頼性を担保するための手順が決められており、専門的な知識と技能が求められます。</p> <p>このため、消費者の皆様が検体を採取し、検査していくことは難しいと考えています。</p> <p>なお、食品の安全性を確保していくため、食品検査の充実強化に取り組んでいきます。</p> |
| 安心で安全な農水産物等の提供 | <p>農水産物の生産とあるが、農水産物の生産・流通だと思ふ。</p> <p>開発するのは生産技術だけでなく、流通技術も入ると思う。</p> <p>山口県はエコファーマーの推進を行っているが、消費者から見るとやはり直接購入する農産物に対する信頼が全てと思うので、農産物に対する安全システム(減農薬・減化学肥料の栽培方法等)の推進が重要だと思ふ。</p> | <p>項目名を「農林水産物の安全性の確保及び信頼性の向上」に修正し、生産以外の措置についても含めました。</p> <p>御指摘の点については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> |

| 項目 | 意見の内容 | 意見に対する県の考え方 |
|------------------------|--|---|
| 衛生管理の高度化 | <p>「事業規模に応じた衛生管理の促進」とし、「高度化」を削除し、事業規模や事業経歴に応じた衛生管理とすべき。</p> <p>HACCPのように高度な自主管理が可能な県内の事業者は限られているので、所属団体の自主促進を促した方がよい。</p> <p>食品衛生協会、生活衛生同業組合等団体組織を通じての高度化を明示されたい。</p> | <p>御指摘のとおり国のHACCP制度は、業種が限定され、要求事項が多いことから、県内での承認取得も10工程にとどまっている状況です。</p> <p>条例では、HACCPの考え方をうけて衛生管理の高度化を進めていくという観点から規定したものであり、基準の策定に当たっては、県内事業者の実情に即した内容となるよう留意します。</p> <p>事業者の自主的な衛生管理の高度化を努めるよう規定したものであるため、具体的な内容は要綱で定める予定としています。</p> <p>なお、施策の実施に当たっては、制度の周知が図れるよう関係団体等と協力して取り組んでいきたいと考えています。</p> |
| 食の安心・安全に資する食品の製造工程等の認定 | <p>唐突に具体的な規定が出てきて、「何のために」という規定を置くのかが見えにくいので、わかりやすく規定してほしい。</p> <p>例えば、「県は、食品の製造等に係る工程ごとに衛生管理を行うような体制の整備を促進するため」などのように、施策の目的を書いた方がわかりやすいと思われる。</p> <p>既に民間企業による認定も行われていること、また、担当の業務が増えることを考えると認定は止めたほうが良いと思う。</p> <p>HACCPの手法を取り入れることは自体は悪くないと思うが、「HACCP＝全て安心・安全」との誤解を生まないようにする必要がある。</p> <p>HACCPやISOを取得した工場で、安心・安全を損ねたり、クレームを発生させることがある。工程の認定が、事業者や県にとって将来的にマイナスにならないようにする必要がある。</p> <p>今後、トラブルが発生した場合、認定者（県）の責任が問われることになるので、認定制度については再考すべきである。</p> | <p>骨子案では具体的な認定に係る規定を明記していましたが、条例では、「衛生管理の高度化」とし、内容も衛生管理の基準の策定とその普及啓発に努めるとの表現に修正しました。</p> <p>また、御意見を踏まえ、施策の目的として事業者の自主衛生管理の高度化を促進する旨を明記しました。</p> <p>食品の衛生管理の高度化に係る施策の推進に当たっては、実効性の確保に留意します。</p> |
| 食品表示の適正化の推進 | <p>消費者は表示に頼るしかないので、事業者の適正表示をお願いする。</p> <p>「高齢者や障害者に配慮した表示方法を推進すること」を追記してはどうか。</p> <p><食品履歴（トレーサビリティ）の確認明示> 食品供給行程の各段階における適合性を確認するだけでなく、生産から消費に至る一連の行程を一括管理点検出来るシステムを検討すること。</p> <p>農産物については、生産者の段階でいろいろと表示されており、消費者に誤解を招くようなものも見受けられる。そのような表示の適正化等の推進も重要課題と思う。</p> | <p>食品表示の適正化については、第一義的責任を有する食品関連事業者のコンプライアンスの徹底が不可欠です。</p> <p>このため、監視指導や啓発とともに、「食品表示責任者」や「管理体制の基準の制定」を明記し、事業者の自主管理を推進する施策に取り組んでいきます。</p> <p>「県民の信頼を確保するため」という目的を追記し、消費者の視点に立った取組を推進するよう明記しました。</p> <p>食品のトレーサビリティについては、現在、国において検討されていますので、今後も国の動向を注視するとともに、施策の参考とさせていただきます。</p> <p>表示適正化に向け、監視指導の徹底や事業者の自主管理の推進等に取り組みます。</p> |

| 項目 | 意見の内容 | 意見に対する県の考え方 |
|-------------|---|--|
| 食品表示の適正化の推進 | <p>商品だけでなく原材料原産地名も表記してほしい。 また、朝市の商品の原産地も表記して欲しい。</p> | <p>県で定める条例は、法律の範囲内で規定するように定められています。また、表示義務事項を追加することで、県内の事業所に対して必要以上の負担を強いることになるなどの理由により、県独自に表示義務事項を追加することは困難であると考えています。</p> <p>なお、御指摘の点については、必要に応じて国に法制度の改正等を要望するとともに、今後の監視指導や普及啓発の参考とさせていただきます。</p> |
| | <p>加工食品の原料・原産地の表示の義務化を望む。</p> | |
| | <p>中国等の安全性軽視は簡単には改良されないと予想される。自衛のため、原料のほんの一部でも、外国産を使用していれば、目立つところに大きく明記して欲しい。 農水省・厚生省等に働きかけ、パックに明記するように働きかけて欲しい。</p> <p>食品表示に関しては、食品衛生法やJAS法の見直しが進んでいるが、依然として容器包装されていない加工食品には表示義務がない状況である。 このため、対面販売やばら売り等、欲しい情報が手に入らない場合も多くある。 山口県では、容器包装されていない商品でも独自に最低限の表示（例えば、原材料名や原産国、原産地等）のルールを作ることを要望する。</p> | |
| 食品表示責任者 | <p>食品表示責任者の役割と権限を明確化するとともに、モニターが不定期にチェック出来る体制を創るべき。</p> | <p>実効性を持たせるため、食品表示責任者の業務をより詳細に明記しました。 なお、骨子案にも示したとおり、日常的な監視・相談・提言等を行う県民の育成と活用を検討します。</p> |
| | <p>食品表示責任者を行政が指定することは危険であり、各事業団体が自己責任で選定すべき。 「食品表示責任者の選任期間は最長2年とする」を追記してはどうか。</p> | <p>食品表示責任者 表示適正化に向けた自主管理の推進のため、食品関連事業者が食品表示責任者を設置するよう務めることとしています。 なお、食品表示責任者制度の詳細については、これから検討していきますので、御指摘の点を参考とさせていただきます。</p> <p>食品の適正表示事業所 適正表示事業所の認定要件として、食品表示責任者の選任を求めることを考えています。 なお、適正表示事業所認定制度の詳細は、これから検討していきますので、御指摘の点を参考とさせていただきます。</p> |
| | <p>「食品の適正表示事業所」認定制度で、認定された事業者は、認定されたことを食品等に表示することになる。 万が一、認定事業所で食品表示偽装が発生すれば、混乱を起こすことになるので、認定制度はやめた方がいいと思う。</p> | |
| | <p>「事業者は責任者を配置」、「食品表示責任者は県が選任」とあるが、県が選んだ人を事業所に配置するのか。</p> | |
| | <p>責任者の資格についての要件、基準を設ける必要がある。</p> | |
| | <p>食品表示責任者制度・適正表示事業所認証制度について具体案がない。この点をもっと具体的に明示されたい。（責任者の資格、条件、権限、任期、任命権者、責任等）</p> | |
| | <p>食品表示責任者は、食品に製造元を明記するよう規定して欲しい。（販売者だけの表示では、消費者の判断材料となりにくい）</p> | |

| 項目 | 意見の内容 | 意見に対する県の考え方 |
|---------|---|--|
| 地産地消の推進 | <p>現在は食に対して貢献も感謝もなく、過剰な供給を受けている人が多いと思う。地産地消を進め、「地域の未来は、地域の元気から」を提案する。</p> <p>さまざまな出来事をきっかけに食卓を見直す気運が高まっている。国内産、県内産の利用を高めるよう県全体での取組をより推進していくことが大切と思う。</p> <p>県内で生産される食品については、検査項目にDNA検査などを取り入れ、山口県の検査に合格した証明ラベル等を貼るようになれば、県産食品の食の安心・ブランド化にも繋がるのではないか。</p> <p>県産品消費(愛用)県民運動としても大いに推進してほしい。</p> <p>「地産地消=安心・安全」の根拠が明確でないような気がする。</p> <p>「生産者の顔が見えやすい地元産品を食べましょう」ということだと思うが、地産地消が食の安心・安全につながるというのは「期待」にとどまり、条例で定めるに足るほどの直接的な因果関係は弱いと思われる。</p> <p>地産地消を推進するため、道の駅や朝市の営業時間等を入れた「地産地消MAP」を作ってPRしてはどうか。</p> <p>地産地消が推進されるよう、道の駅やスーパー等での販売場所の確保、定期的な抜き打ち検査の実施、販売場所の広報などの援助を希望する。</p> | <p>食の安心・安全を推進していくためには、食品関連事業者と県民がお互いを理解し、信頼関係を構築することが不可欠です。</p> <p>「地産地消」については、県民自らが県内の食品関連事業者の生産状況や製造・加工状況等を確認することで、互いに顔の見える関係を構築しやすいというメリットがあります。</p> <p>このため、「地産地消の推進」が、食品の安全性の確保及び信頼性の向上に関する県民の知識と理解を深めるとともに、県民と食品関連事業者との相互理解を促進することから、食の安心・安全の推進に寄与していると考え、原案のとおり本条例で規定しました。</p> <p>なお、地産地消の推進に係る具体的な御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> |
| 食を考える日 | <p>「骨子案」の「食を考える日」の制定は、いい取組と思う。</p> <p>「 の日」や「 月間」の類は世の中に氾濫しており、県民には浸透しにくい。山口県の条例でも、県民活動、男女共同参画、循環型社会形成などの条例に先事例があるが、県民にはあまり浸透していない。「理解を深めるための取組」と言っても、身が付いてこないおそれがある。</p> <p>食品偽装事件や毒物混入事件が相次ぎ、食の安心・安全に関するニュースが日々絶えることがない中、県民の関心がとみに高まり、毎日が「食を考える日」となっている。</p> <p>このような状況で、条例で「食を考える日」を制定する意味があるのか。</p> <p>「食を考える月間」としてはどうか。</p> <p>食は日々の暮らしそのもの。毎日が食を考える日であって月に一回やるようなものではない。</p> <p>地産地消の推進と連動し、地産食材毎に旬の時期になすの日、レンコンの日、ふぐの日、ぶりの日等を定めたほうがよい。</p> <p>または、「家庭の日」にあわせ、県産品を食する日として具体的な地域振興を考えたほうがよい。</p> <p>「食を考える日」のイベントとして、環境への配慮が出来ているモデル事業所の見学を実施してはどうか。</p> | <p>「食を考える日」は、県民、事業者の方々が、自発的に食の安心・安全に関する正しい知識と理解を深めていただけるように定めたもので、山口県独自の取組です。</p> <p>偽装表示や自主回収など、食に関する問題が毎日のように報道される中で、家庭や職場単位で食の安心・安全の重要性を認識し、地域社会全体で取り組んでいくためにも必要な規定であると考えています。</p> <p>また、「食を考える日」を「家庭の日」と同じ第3日曜日を標準とするなど、制度の普及に向け、連携して普及啓発に努めます。</p> <p>「食を考える日」の定着に向けた今後の施策の参考とさせていただきます。</p> |

| 項目 | 意見の内容 | 意見に対する県の考え方 |
|---|---|--|
| 県民運動 | <p>県民の食の安心・安全を支える為、行政・事業者・消費者が一体となり推進していく「食の安心・安全推進協議会」に期待する。</p> | <p>骨子案では、具体的なイメージを持っていただくために施策的な内容として「食の安心・安全推進協議会」を例示していました。</p> <p>条例では、骨子案で示したとおり、「市町、食品関連事業者、県民と連携し、県民運動を促進するための体制の整備に努める」と明記しました。</p> |
| | <p>行政、事業者からの正確な情報提供と消費者が自ら情報を活用し、安心した食生活を送るための教育、啓発が必要だと思う。</p> | <p>県民運動を推進する施策の参考とさせていただきます。</p> |
| | <p>花いっぱい運動同様、食の安心・安全県民運動を展開してほしい。</p> | |
| | <p>今後、高齢化が進むことを踏まえた対応を考慮すること。</p> | <p>県民運動の促進に向けた県の役割を明記しました。</p> |
| <p>気運の醸成を図ることは自治体の役割であり、県民は県の施策に協力する責務があると規定されている。</p> <p>したがって、「県民は、……気運の醸成を図るための活動を行うよう努めること」というような条文は必要ないのではないか。</p> <p>「県民は、……気運の醸成を図るための活動を行うよう努めること」と条例に書かれても、何をすればよいのかわからないし、お仕着せに感じられる。</p> | | |
| 情報及び意見の交換等 | <p>消費者が、安全な食品を正しく判断できる力を身につけられるよう支援して欲しいと思う。</p> | <p>県や事業者から正しい情報を積極的に提供していくとともに、県民の参画を推進する施策展開を図ることにより、県民の皆様が食に関する知識と理解を深めていけるよう努めていきます。</p> |
| | <p>工場見学を実施している業者を一覧表にして、消費者が自由に見学できるよう、行政が仲立ちすることを希望する。</p> <p>衛生面での安全・安心については、自分たちの目で見たり、説明を聞くことなどで「この業者は添加物も少なく、基準を守って、安心な食品を作っている」ということが納得できれば、結果的にその業者の作るものは安心だという気になる。</p> | <p>食品の信頼性を確保していくには、事業者と県民の相互理解が不可欠ですので、双方の意見交換等を推進する施策に取り組んでいきます。</p> <p>また、市町、事業者、県民が連携して県民運動を推進していくための体制の整備し、相互理解が進むように努めます。</p> |
| | <p>県は、食の安心・安全に関して様々な取組を進めていると思うが、その取組状況が見えてこない。</p> <p>まだまだインターネットを利用している人は少ないと思うので、ホームページに掲載しても十分でない。テレビなどの県政放送で情報を流すとか、「ふれあい山口」などに用語説明等をシリーズで掲載すれば、不安も少なくなるのではないかと。</p> | <p>インターネットの普及率が上昇している中で、ホームページは地域・時間等の制限を受けない重要な広報媒体と認識しています。</p> <p>今後は、御意見を踏まえながら、様々な広報媒体を活用して県の取組等がより理解していただけるよう普及啓発に努めます。</p> |
| | <p>条例は、基本的に、「県民が、県に対し、何らかの施策を推進するよう義務づける」という視点で制定されるものである。</p> <p>したがって、基本的施策の主語は原則として「県」であり、罰則等で担保されないような県民の単なる努力義務は、「基本的施策」よりも「県民の責務」の方がふさわしいと思われる。</p> <p>「県民は、……意見を表明し、又は提案するよう努めなければならない」とあるが、こういう努力義務規定は、基本的施策ではなく、「県民の責務」として整理するのが適当と思われる。</p> | <p>骨子案で示していました「県民は、……意見を表明し、又は提案するよう努めなければならない」の内容については、「県民の役割」（第7条）の中で「県が実施する食の安心・安全に関する施策に協力するよう努めるものとする」と修正し、規定しました。</p> <p>なお、骨子案では「県民の責務」としていた条文については、県民の皆様からの御意見等を踏まえ、「県民の役割」に修正しています。</p> |

| 項目 | 意見の内容 | 意見に対する県の考え方 |
|------------|--|--|
| 情報及び意見の交換等 | <p>県民にとって、生産者・事業者とは基本的に協力はありえず、あくまでも、緊張的關係であるべきではないか。</p> | <p>食品の安全性と信頼性を確保するには、県民と事業者の相互理解が不可欠です。 このため、本条例の制定を契機に、行政、事業者、県民がそれぞれの責務と役割を果たしながら、協働し、地域社会全体で取り組んでいきたいと考えています。</p> |
| | <p>食品添加物は厚労省が認めているにも係わらず、あまりにも敬遠されている。(氾濫する関連書籍によるイメージ先行もあるが...) もっと、正確な知識を啓発していく必要があるのではないか。</p> | <p>県民の皆様には正しい情報を適切に提供できるよう取り組んでいきます。</p> |
| 県民の参画 | <p>「食品衛生指導員」や「食の安心モニター」も含め、消費者が自ら参画し学習もできる場づくりが必要である。</p> | <p>骨子案では、「県民の参画」に記載していた学習の機会の提供については、「県民運動」(第17条)で明記しました。</p> |
| | <p>一人でも多くの県民が食の安心・安全について興味を持ち、参加してみたいくなるような学習の場づくりを望む。</p> | <p>なお、「県民の参画」には、人材育成及びその活用について明記しており、県民の皆様が積極的に参加いただけるような施策に取り組んでいきたいと考えています。</p> |
| | <p>「食品衛生指導員」や「食の安心モニター制度」には、権限が与えられていない。 資格制度として取り組んでほしい。</p> | <p>「食品衛生指導員」については、山口県食品衛生協会が保健所と連携の上、養成や資質向上に向けた講習会の開催に取り組んでいます。 今後も、講習会の開催を始め、食品衛生指導員の活動に当たっては、保健所が指導・助言するなど協力して取り組んでいきたいと思えます。</p> |
| | <p>食品衛生指導員のレベルアップと権限の授与について検討されたい。</p> | <p>また、「食の安心モニター制度」(仮称)については、骨子案で具体的なイメージを持っていただくために今後の施策案として記載していました。本制度の詳細については今後検討していくこととしています。</p> |
| | <p>「食の安心モニター制度」を検討するとあるが、現行の「食品表示ウォッチャー制度」はこれに含まれるのか。 もし含まれないのであれば、ウォッチャー制度も条例に規定して、その活動に法的根拠を持たせることにより、更に成果が上がるようにすべきと思われる。</p> | <p>骨子案では、具体的なイメージを持っていただけるよう「食の安心モニター制度」(仮称)について記載していました。 現行の「食品表示ウォッチャー制度」では、県民の参画を促し、食品表示適正化に一定の成果が認められたことから、表示だけでなく、より広範囲な活動へと発展させた「食の安心モニター制度」(仮称)に移行させたいと考えています。</p> |
| | <p>行政と協働して監視指導を行う「消費者監視員」制度の創設を要望する。</p> | <p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p> |
| 環境への配慮 | <p>「県民は、……環境に配慮するよう努めること」とあるが、こういう努力義務規定は、基本的施策ではなく、「県民の責務」として整理するのが適当と思われる。</p> | <p>骨子案で示していました「県民は、……環境に配慮するよう努めること」の内容については、「県民の役割」(第7条)の「県民は、……食品の消費に際しその安全性をそこうことのないよう適切に行動することによって……役割を果たすものとする」という規定に含まれるものとして整理しました。 なお、骨子案では「県民の責務」としていた条文については、県民の皆様からの御意見等を踏まえ、「県民の役割」に修正しています。</p> |
| | <p>それぞれの分野において、リサイクルを徹底する必要がある。</p> | <p>今後の施策や普及啓発等の参考とさせていただきます。</p> |
| | <p>少なくとも5段階位のランク付けをしたモデル事業所を設置し、環境への取組を評価していく。</p> | <p>す。</p> |

| 項目 | 意見の内容 | 意見に対する県の考え方 |
|--|--|--|
| 危機管理 | <p>関係機関と連携しとか、関係法令に基づきと言った抽象的表現がある。</p> <p>さらに下位の措置基準では、この条例を受けて、具体的な行動基準・手順等を作成すると考えるが、問題発生時に速やかに措置できるよう、基準類の作成を願う。</p> | <p>既に健康危機に関する手順として「山口県健康危機管理マニュアル集」を関係部局が連携してとりまとめています。</p> <p>また、環境生活部では、中国産冷凍ギョウザ事件の際の対応状況等を踏まえ手順化するなど、食の安心・安全に関する手順を順次整備しているところです。</p> <p>今後も、事案に応じて関係部局が連携しながら手順等の整備に努めていきます。</p> |
| | <p>危機管理に関する手順等を具体化するのには県のどこが担当するのか。</p> <p>冷凍ギョウザ事件は、今までとは異なる特異な事件であり、未だ解決されていない。このような中で、冷凍インゲンで同じような事件が起こっている。</p> <p>この条例に、より強化された具体案が出されることを期待する。</p> | |
| | <p>最近多発する人為的毒物混入について、国を始め県や市も対応を考えていかなければいけないのではないかと。</p> | |
| | <p>それぞれの分野において、備蓄を考慮しておく必要がある。</p> | <p>今後も危機管理対策の充実を図っていきます。</p> |
| | <p>学校給食での民間委託も始まっている。異物混入等の様々な食の事故に対する対応マニュアルが整備されることを希望する。</p> <p>食品の各過程でリスクの質が異なる。どの段階でも通用できる食の安全・安心リスクとはどういうことか。</p> | <p>骨子案に示したとおり、生産から消費に至る一連の食品供給行程の各段階で必要な措置を講じることを「基本理念」(第3条)に明記しています。</p> |
| 財政上の措置 | <p>食の安心・安全は、県民生活の基本であり、文化である。必要な財政措置は惜しみなく計上されたい。</p> | <p>この条例では、毎年度、効果的な施策推進が図れるよう予算の確保に努めることとしています。</p> |
| 危害情報等の申出 | <p>食の偽装のほとんどは内部告発により発覚しているので、安心して内部告発ができるよう受付の電話番号を広くPRすべき。</p> | |
| | <p>食品安全行政の窓口を強化して欲しい。(身近なところに窓口を増やし、高齢者も利用出来るようにする。窓口の設置により食のトラブルを手早く処理する)</p> | <p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p> |
| | <p>「適切な措置を講ずる」とは、何をするのか。</p> <p>また、どういうときに、何について審議会の意見を聴くのか。</p> | <p>骨子案では、具体的な措置の内容をお示しできませんでしたが、「立入検査等」(第29条)で申出に対する措置等を明記しています。</p> <p>また、食品の安全性及び信頼性に関する重要な事案が発生した際に、「食の安心・安全審議会」の調査及び審議等を行うこととしています。</p> <p>なお、「食の安心・安全審議会」に係る記載内容については、第31条で規定しています。</p> |
| | <p>県は、申出者を保護するようにすること。</p> | <p>公益通報者保護法に基づき、事業者の違反行為等に関して内部告発等の公益通報を行った者が不当に不利益を被ることのないよう適切に保護します。</p> <p>また、公益通報以外の申出についても、「個人情報保護条例」により、申出者の個人情報を保護し、不利益を被ることのないようにします。</p> |
| <p>個人情報保護法との関係もあるが、食中毒被害者の個人情報は、営業者等の関係者に速やかに提供すべきである。</p> | <p>「個人情報保護条例」の規定の範囲内で、健康被害の拡大防止を図るのに必要な情報の提供に努めます。</p> | |

| 項目 | 意見の内容 | 意見に対する県の考え方 |
|----------|--|--|
| 出荷の制限 | <p>実効性をどうやって担保するのか。</p> <p>「生産者」の定義が不明だが、「生産者」が「食品関連事業者」に含まれないとすると、以下の「立入検査等」や「勧告及び公表」の規定も適用されなくなるので、実効性が担保できない。</p> | <p>骨子案では、お示しできませんでしたが、「出荷の制限」（第26条）の規定は「立入検査等」（第29条）や「勧告及び公表」（第30条）の規定が適用されるため、実効性は担保されています。</p> |
| | <p>市場に流通する前に出荷を制限とは、具体的にどのような方法が考えられるのか。</p> <p>例えば、店頭からの収去検査では、見つかった時には消費済みであることも多々ある。</p> <p>輸入食品では、水際での検査が重要であり、検査所の食品衛生監視員が来年度増員されることになったが、輸入量が増加している現状に対応出来るのか疑問が残り、県独自の取組で補強出来るようになることを希望する。</p> <p>また、消費者が安心して買うためには、事業所が独自の検査への取組の公表、有機農産物の認定制度や山口県独自の農産物認定制度の消費者への周知が大切である。</p> | <p>「出荷の制限」は、行政機関の検査で、市場に流通している農林水産物から残留基準を超える農薬等が検出された場合、同じ生産ロットで出荷前の農林水産物があれば、その出荷を制限するという制度です。</p> <p>具体的には、基準超過が認められた段階で、生産者への調査を行い、出荷前の農林水産物があれば出荷しないよう指導することになります。</p> <p>これまでも、同様の指導してきたところですが、この条文により法的根拠を持つこととなります。</p> <p>輸入食品については、検査所における検査体制等を一層強化するよう国に対して要望するとともに、県としても市場に流通している輸入食品の検査の充実強化に取り組んでいます。</p> <p>また、全農や生産者等による出荷前自主検査の結果については、ホームページで公表されています。</p> <p>有機農産物の認定制度や県独自の農産物認定制度を幅広く知っていただくよう周知に努めます。</p> |
| | <p>「出荷の制限」について、出荷前の農林水産物の収去は誰が行い、その検査はどの機関が行うのか。</p> <p>現在、流通している農林水産物については保健所の食品衛生監視員が収去し、県の検査機関で検査しているが、出荷前の食品を保健所で収去・検査するということであれば、現状でまだ人員、予算に余力があり、最大限の努力をしていないということか。</p> <p>人員、予算の手当てがなければ実施不可能であると思うが、流通品の検査を減らすということか。</p> | <p>「出荷の制限」とは、出荷前の農産物を全て検査することではありません。食品衛生法に基づき市場に流通している農林水産物を検査し違反が認められた場合、同じ生産ロットで出荷前の農林水産物があれば、その出荷を制限するという制度です。</p> <p>このため、今後も食品衛生検査員が実施する流通食品の収去検査の検体数を減らすわけではありません。</p> <p>なお、収去検査については、毎年度策定する「山口県食品衛生監視指導計画」に基づき計画的に実施しており、人員、予算ともに最大限の努力を図っています。</p> <p>また、出荷前の農林水産物の残留農薬検査については、生産者、生産者団体、県（農林水産部）が連携して取り組んでいます。</p> |
| 自主回収報告制度 | <p>定義されていない「特定事業」という言葉が出てきている。</p> | <p>「定義」（第2条第5項）の中で「特定事業者」を定義しました。</p> |
| | <p>健康被害の未然防止等を図る措置として「出荷の制限」、「自主回収報告制度」が掲げているが、食品が広域流通している現在の状況では、全国規模でこの措置を実施しないと単県で実施しても県民の安心・安全は確保できない。</p> <p>国の制度を補完する目的で、同様の制度が多数の自治体で整備されているのであれば、国に働きかけて関係法の改正を求めた方が実効性があるのではないかと。</p> | <p>食品衛生法においても、食品関連事業者に対して違反食品の廃棄処分等を命令することや必要な報告を求めることができるようになってきました。</p> <p>しかし、食の安全性や信頼性を揺るがす事案が相次いで発生する中、県民の健康被害の未然防止が最も重要であることから、食品衛生法を補完する「出荷の制限」や「自主回収報告制度」を条例で規定しました。</p> |

| 項目 | 意見の内容 | 意見に対する県の考え方 | |
|--------|---|---|--|
| 立入検査等 | <p>骨子案の問題点として、立入検査等に「抜き打ちで」という文言を入れていない点がある。</p> | <p>食品関連事業者に対する監視指導や検査については、これまでも事前通告を行うことなく実施してきたところであり、今後も同様に実施していくことが当然であることから、改めて「抜き打ち」とは明記せず、骨子案のとおりとしました。</p> <p>なお、他自治体の条例が理念中心である中、本県の条例は、理念だけでなく、実効性のある施策や措置等を盛り込んだものとなっています。</p> | |
| | <p>世間ではあれだけ三笠フーズ等で食品の偽装が取沙汰されている中で、検査方法の詳細が記述されていないのは、監督部署に危機意識がないとの批判が出る可能性がある。</p> <p>他府県の同様の条例を参考に再検討の必要があるように思われる。</p> | | |
| | <p>立入検査は予告なしとすること。</p> | | |
| | <p>事故米の事案のように、長年、立入検査が事前連絡した上で安易に行われてきたことに落とし穴があったのではないか。</p> | | |
| | <p>最終製品段階における抜打検査制度（残留農薬・原材料鑑定など）の導入を検討すること</p> | | <p>現在も食品衛生法に基づき、最終製品の規格基準に関する検査を実施しており、引き続き検査の充実強化を図っていくこととしています。</p> <p>また、原材料鑑定等については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> |
| | <p>農薬について抜打検査もして欲しい。税金が使われても県民に文句は出ないと思う。国にも働きかけて欲しい。</p> | | <p>これまでも食品衛生法に基づき実施している収去検査については、事前通告なしに抜き打ちで検査を行っています。</p> <p>また、輸入食品の検疫時における残留農薬検査については、国の業務ですので、山口県ではその検査体制を強化するよう国に対して要望しています。</p> |
| | <p>是非、加工品も検査体制を強化して欲しいと思う。また、農協の100円野菜市場などは、農薬がとても多く残留していると聞くので、検査出来るなら検査して欲しいと思う。</p> | | <p>加工食品や100円市の農産物等についても検査を行っており、引き続き検査の充実強化を図っていくこととしています。</p> |
| 勧告及び公表 | <p>監視体制の強化を具体的に基準化してもらいたい。</p> | <p>「監視等の体制の整備」（第23条）に基づき、社会情勢等を踏まえ、食の安心・安全の確保に必要な体制の整備に努めます。</p> <p>なお、食品衛生に関する監視指導については、毎年度「山口県食品衛生監視指導計画」を策定しており、その中で、監視指導体制や実施方法、業態別監視回数等を規定しています。</p> | |
| | <p>条例を守らなかった事業者に対する罰則として、「勧告及び公表」が規定されているが、悪質業者に対しては「営業の停止」を設けてもよいのではないか。</p> | <p>食の安心・安全を一層推進していくためには、行政、事業者、県民が、それぞれの責務と役割を果たしながら、協働して、地域社会全体で食の安心・安全に取り組んでいくことが必要です。</p> | |
| | <p>事業者と消費者の信頼関係が崩れてしまった状況では、事業者の信頼性を取り戻すことを考えたほうが、早道ではないか。</p> <p>そのためには、不適正表示をしている業者、使用不可の添加物を使用している業者、不当な農薬を基準以上に使用している農家に対する厳しい制裁も止むを得ないと思う。</p> | <p>この条例では、食品関連事業者の責務を明確化するとともに、コンプライアンスの徹底やモラルの向上に向けた自主管理の促進を図ることで、食の安心・安全を確保していくこととしています。このため、原案のとおり罰則は規定していません。</p> | |
| | <p>事業者が自主的な衛生管理、自主的な適正表示など、自主性が全面に出されているが、違反した場合の罰則規定が確立されていない。</p> | <p>なお、現在の食を巡る社会情勢では、公表されることで、食品関連事業者は大きな社会的な制裁を受けています。</p> | |
| | <p>食品不正に関する情報は全面開示すべき。不都合や片寄った情報公開では、不完全な条例となり、効力は発揮できない。また、罰則も必要と考える。</p> | <p>また、食品衛生法やJAS法等の関係法令で行政処分及び罰則が規定されていますので、悪質な事業者に対しては関係法令に基づき適切に対応します。</p> | |

| 項目 | 意見の内容 | 意見に対する県の考え方 |
|------------|--|---|
| 食の安心・安全審議会 | <p>広く各界からの意見が出るようにしてほしい。</p> | <p>幅広い分野の県民の意見を伺っていただけるように、委員の任命には留意します。</p> |
| | <p>審議会の設置は、条例で位置づけや役割等を規定し、県民や事業者の意見を反映させる仕組みが大切だと考える。基本計画の策定や評価、条例の見直しなどを審議会の場で協議されるとともに、広く県民の意見を聞き、施策に反映されることを要望する。</p> | |
| | <p>「建議」となれば、常設の、かつ、事務局をもった組織が必要である。重すぎるのではないか。</p> | <p>適切に運営するよう努めます。</p> |
| 全般 | <p>食の安心安全推進条例は、今回色々な方々の意見を聞いてとても良い条例と思う。 今までどおりではなく、県が消費者と企業の間に入り、手助けすると思った。</p> | <p>この条例の基本理念の一つとして、消費者の視点に立って取り組んで行くということがあります。 条例制定を契機に、行政、事業者、県民が互いに協働して地域社会全体で食の安心・安全を推進していくよう努めます。</p> |
| | <p>「骨子案」はとても素晴らしいと思う。その理由として、行政と事業者と県民とが“三位一体”となって食の安心・安全を推進していくという中で、必要な意識の高揚が広がっていくようになっている。</p> | <p>行政、事業者、県民が連携し、地域社会全体で取組を推進していくよう、条例の普及啓発等に努めます。</p> |
| | <p>「地域社会全体で推進する食の安心・安全」フロー図に「山口県らしさ」と記入されている。この骨子案に記してある内容は、他21都道府県の条例と特段変わらないように思える。「山口県らしい」内容はどのあたりであるのか。もっと山口県独自の施策を展開すべき。</p> | <p>例えば、「食品表示責任者」制度は、他県の条例にはない山口県独自の制度です。また、山口県の県民力・地域力を活かした「県民運動」や「県民の参画」を条例で明記しているのも本県のみであり、山口県らしい内容となっています。</p> |
| | <p>「名称 ～ 24 財政上の措置」は基本的な必要要件と考える。</p> | <p>本条例を制定するに当たり、他の自治体の類似の条例を参考にするとともに、以下の点に留意しました。</p> |
| | <p>実際に問題が発生してから迅速な措置ができる様にする必要がある。 これに対応するのが、「25 危害情報の申出」、「26 出荷の制限」、「27 自主回収報告制度」、「28 立入検査」等として規定されている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の視点に立って、理念にとどまらず、法律の範囲内で可能な県独自の施策や措置を盛り込み、実効性のある内容とする ・事業者の自主的な取組を促進する内容とする ・近年の状況を踏まえ、食品表示の適正化に関する取組を充実する ・県民との協働など、県民力・地域力を活かせる山口県らしい内容とする |
| | <p>平成20年7月に発表された「『やまぐち食の安心・安全確保基本方針』に基づく実行計画」には条例制定について何も触れられてない。条例制定の計画が以前からあったのであれば、実行計画に盛り込んでおくべきではなかったか。</p> | <p>この条例の制定に関する施策については、「『やまぐち食の安心・安全確保基本方針』に基づく実行計画」の46ページに記載しています。20年度に入り本格的に検討を開始しました。</p> |
| その他 | <p>いろいろな加工食品に乾燥剤が添加されている。 石灰は畑に混ぜて良いと判断していますが、その他の乾燥剤、例えばシリカゲル等々は田畑に混入可能なのか。野菜等に吸収され、やがては食卓で人体に害を及ぼすのだろうか、化学面にも不安を感じざるを得ません。</p> | <p>シリカゲルの一部は肥料として登録され、市販されていますので、シリカゲルの安全性については問題ないことが確認されています。 しかし、製造方法、用途、品質の基準等がそれぞれ異なりますので、肥料以外のシリカゲルを田畑に使用することは止めてください。その他の乾燥剤も同様です。</p> |

| 項目 | 意見の内容 | 意見に対する県の考え方 |
|-----|---|---|
| その他 | <p>飲食店営業の「標準営業約款」制度が設けられているがなかなか普及していない。これらの既存の制度のPRをどこかに設けられたい。</p> | <p>今後の取組の参考とさせていただきます。</p> |
| | <p>一般的に、食品が我々消費者の口に入るまでの過程は、生産事業者（農・漁・加工業・一般製造会社など）～流通製造会社～スーパーなどの販売経営業者～最終的に消費者である。</p> <p>食の安心・安全が確保される為には、国や地方が自治体の法や条例などによる取締や指導、消費者への啓蒙も重要である。</p> <p>例えば、流通業者が生鮮食料品を運搬するにあたり、仮に-10の保冷温度が遵守されているなら、事業者の自主管理事項とは別枠で食品衛生法及びJAS法適用業者として認定されるべきだと思う。</p> | <p>生産から消費に至る各行程に対する監視指導や検査、普及啓発など、県としての責務を果たすよう努めていきます。</p> <p>なお、運搬中の基準や認定制度については、現在、国（農林水産省）において検討されているところです。</p> |
| | <p>食の衛生管理意識の促進のため、以下の点に関する啓発を希望する。</p> <p>医療関係者（医師・看護師など） 制服で院外の食堂や食品販売店に入らない ファミレス等のスタッフ 制服のままトイレ掃除をしない 消費者 スーパー等の食品を入れるカートのカゴを置くところに靴のままの子供を入れない （トイレから出てきた子供がすぐそのカートに上がりこんだ）</p> | <p>今後の監視指導の参考とさせていただきます。</p> |